

第 1 回高知県人権教育推進協議会で出された提言に向けた取組の確認

1 人権教育推進プランの進捗について

- ・教職員・保育士への人権意識や人権課題についての知識、認識を深める研修の充実と、研修後の振り返りを行う。
- ・保護者への啓発の研修の機会と内容の工夫を行う。(参加してもらいやすいように)
- ・子どもの課題について、個別支援とともに、学校、社会等の在り方について現状把握の問い直しを行う。

2 「学校教育」における人権学習の具体的な進め方と留意事項について

○『性的指向・性自認』の人権学習について

教員が身に付けておくことや必要な配慮

- ・保健、家庭科、公民等に記載されているシスジェンダー（異性愛者）の内容が当然ではないことを教えることによって、LGBTs の疎外感が起きないようにする配慮。
- ・『性的指向・性自認』について知識的に理解するだけでなく、どのように対応するかまで教員は学んでおく必要性。
- ・教員が学んだ知識によって先走って行動するのではなく、当事者が何を望んでいるかをよく聞き、何ができるのかを一緒になって話し合うことが大事。その際、同じ立場に立って「寄り添う視点」が必要。(他の人権課題でも同じ)
- ・個々に応じた支援や取組が継続的に行われるように、小中連携による確実な情報の共有。

子どもたちに付けたい力

- ・長所・短所を含めたありのままの自分でいいという自尊感情を高める。
- ・多様な価値観を認める際に起こる揺らぎに耐えられる、自分は自分でいいと思える力を付ける。
→自尊感情の高まりは学習意欲の向上にもつながる。
→学校が「自分は大事にされている」と感じられる環境作りを行う。
- ・苦しいとき、困ったときに大人にSOSを出せるようにする。
→教員、SCの他、当事者団体や、「よりそいホットライン」という性的マイノリティについての相談窓口等、相談先を掲示するなどして、周知する。

3 まとめ

- ・人権学習は、「性的指向・性自認」に限らず、県民一般や、子どもたちの発達段階に合わせたものである必要がある。また、保護者にもどう伝えていくのかということも考えていかなければならない。
- ・教育のプロである教員がどう受け止め、どこまで対応できるようになったのかということまで考えなければならない。その意味で人権教育は、多層的・重層的に行われていく必要がある。
- ・本協議会は、将来的には県民、私たちの人権意識が涵養されて、相互に取り組んでいく中で、どのような環境支援ができるのかということを協議していくことが理想である。今回は、ダイバーシティに配慮がされている人権教育が推進されていく必要があるということが確認できた。
- ・高知県教育委員会の各課においては、事業の取組やプランの取組に関して、協議された意見を反映させていただき、具体的な取組の工夫につなげながら進捗を行っていただきたい。